

新潟市学校音楽関係全国大会等出場激励金交付基準

1 目 的

市を代表して全国大会等の上位大会に出場する市内小・中学校在籍者に対して、一層の活躍を期待して激励金を交付する。

2 交付内容

(1) 文部科学省，文化庁又は都道府県教育委員会が主催又は後援する音楽大会の上位大会に出場するメンバーに対して別紙「学校音楽関係全校大会等出場激励金支給基準表」により激励金を交付する。

(2) 激励金は次の基準により交付する。

ア 交付は，それぞれ1つの部活動について1系列の大会に限定する。

イ 交付対象となる人数は出場者（登録メンバー）数とする。ただし，人数制限がない大会の上限は次のとおりとする。

（ア）合唱は40人。

（イ）器楽合奏，マーチングは50人。

ウ 交通費・宿泊費及び楽器運搬費は，別表「出場激励金支給基準表」により支給する。

3 交付申請

激励金の交付申請をする学校は，大会終了後，激励金交付申請書（別紙様式）を教育委員会教育長に提出しなければならない。

4 その他

この基準に関するものは，別途「新潟市学校音楽関係全国大会等出場激励金交付基準」についての付帯事項で定める。

附 則

(施行期日)

この基準は，平成11年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は，平成13年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は，平成17年3月21日から適用する。

附 則

(施行期日)

この基準は，平成19年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この基準は，平成28年4月1日から適用する。

「新潟市学校音楽関係全国大会等出場激励金交付基準」についての付帯事項

- 1 本制度は、平成11年8月1日から実施
- 2 黒埼町の新潟市編入に伴う特例措置（平成13年1月1日～16年3月31日）設定
- 3 合併12市町村の編入に伴う特例措置（平成17年3月21日～19年3月31日）設定
- 4 新基準は平成19年度から適用する。
- 5 交付基準2の（2）のアについて
対象となる大会を次の2系列に分け、そのそれぞれから1大会を選択する。（同系列複数交付はできない）

I 系列（合唱・重唱の部）
 - ・NHK全国学校音楽コンクール
 - ・全日本合唱コンクール
 - ・TBSこども音楽コンクール
II 系列（吹奏楽・器楽合奏の部）
 - ・全日本吹奏楽コンクール
 - ・全日本マーチングコンテスト
 - ・全日本アンサンブルコンテスト
 - ・全国小学校管楽器合奏フェスティバル
 - ・全日本リコーダーコンテスト
 - ・TBSこども音楽コンクール
- 6 NHK全国学校音楽コンクールの「関東甲信越ブロックコンクール」を平成12年度から交付の対象とした。
- 7 参加費は支給しない。
- 8 その他
 - ・直接県大会を実施する大会（下位大会がない）は、交付の対象外とする。
 - ・申請手続きは速やかに、添付資料は遺漏のないようにする。
 - ・交付対象は、市内小・中学校及び中等教育学校前期課程の在籍者とし、学校教育での活動の範囲とする。なお、部活動所属で参加する児童生徒及び地域クラブ所属で参加する児童生徒が対象となる

学校音楽関係全国大会等「出場激励金支給基準表」

(単位：円)

No.	大会開催地	交通費 (1人分)	宿泊費 (1人分)	楽器運搬費 (加算額)	備 考
1	新潟市	0	0	3,000	
2	県内（長岡市・ 上越市等）	500	0	3,000	新潟市以外の県内市町村
3	県外（関東・東北・甲信・北陸・ 東海）	2,000	3,500	8,000	青森・岩手・宮城・秋田・山形・ 福島・茨城・千葉・群馬・埼玉・ 東京・神奈川・山梨・富山・石川・ 福井・長野・岐阜・静岡・愛知
4	県外（関西以西 及び北海道）	3,000	3,500	15,000	北海道・滋賀・京都・三重・奈良・ 大阪・和歌山・兵庫・鳥取・岡山・ 島根・広島・山口・香川・愛媛・ 徳島・高知・福岡・佐賀・長崎・ 大分・宮崎・熊本・鹿児島・沖縄

注 1：宿泊費が支給される地区でも日帰りの場合は、宿泊費の支給はない。

注 2：宿泊費は、1泊までの補助とする。